ASBJ
企業会計基準委員会
〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル20階
TEL.03-5510-2711 URL https://www.asb.or.jp/

【参考訳】

2025 年 11 月 7 日

国際会計基準審議会　御中

現在再審議中の持分法会計に関するプロジェクトについて

1. 企業会計基準委員会（以下「我々」という。）は、国際会計基準審議会（IASB）において現在再審議が行われている持分法会計に関するプロジェクトの方向性について、重大な懸念を有している。我々の意見は、公開草案（ED/2024/7）「持分法会計－IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202x 年改訂）」（以下「公開草案」という。）に対するコメント[1]から変わっておらず、これまでに会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）会議などで懸念を表明しているが、本書簡は、その中でも特に懸念を有している点について改めてお伝えするものである。

2. IASB は、持分法についての包括的な見直しを行わないとしている。しかしながら、現在再審議が行われている方向性で基準が確定した場合、持分法に対する根本的な変更が行われることになると考えている。

3. とりわけ、我々は、関連会社との取引について、投資者が関連会社とのすべてのアップストリーム及びダウンストリーム取引から生じた利得及び損失の全額を認識することは、企業の当期の財務業績の高度に要約された描写を提供する純損益（「財務報告に関する概念フレームワーク」7.16 項）を歪める可能性があり、強く反対している。

4. 公開草案は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」（以下「IFRS 第 10 号」という。）の第 25 項及び B97 項から B99 項と IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS 第 28 号」という。）の第 28 項の要求事項の間の不整合（公開草案 BC65 項）を解決する方法として、関連会社との取引から生じた利得及び損失の全額を認識することとしている。これは、IFRS 第 10 号の要求事項の考え方を関連会社とのすべての取引に適用することを意味するが、IFRS 第 10 号の要求事項は、投資者が子会社に対する支配を喪失した場合の要求事項であり、IAS 第 28 号の第 28 項の要求事項はそのような場合に限定していない。このように要求事項をむやみに拡張することは、純損益を歪める可能性があり、不適切である。

---

[1] https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/20250117.pdf

5. また、米国財務会計基準審議会（FASB）による会計基準のコード化体系のトピック323「投資－持分法及びジョイント・ベンチャー」（米国会計基準）は、投資者又は関係会社により実現するまでは、関連会社との取引から生じた利得又は損失について関連会社が連結されているかのように消去することを要求している。このため、提案のように関連会社との取引から生じた利得又は損失の全額を認識することとする場合、米国会計基準とのダイバージェンスが生じることとなるが、このことは財務諸表の利用者にとって有用とは考えられない。

6. 我々は、関連会社との取引から生じた利得又は損失の全額の認識について、持分法適用における実務上の便法として位置付けることにより、これを認める余地はあると考えている。ただし、実務上の便法は情報の有用性を犠牲にしてコストを削減するものであるため、本来あるべき未実現利益の消去を禁止したうえで、実務上の便法を強制することは不適切である。強いニーズが聞かれているのであれば、本来あるべき未実現利益の消去を原則としたうえで（すなわち、現行の IAS 第 28 号の第 28 項を維持したうえで）、選択肢（オプション）として認めることを検討すべきである。

7. 上記に加えて、我々は、関連会社との取引から生じた利得又は損失の全額を認識する提案により、大きな影響を受けると考えられる法域と影響の大きくないと考えられる法域の利害関係者からの意見を同様に取り扱い、大多数の回答者が賛成したが、少数の回答者が提案に反対したとして IASB が再審議を進めていることに大きな懸念を有している。我々は、影響の大きくない法域の関係者からの意見よりも、提案により大きな影響を受けると考えられる法域の利害関係者が挙げた懸念を IASB が真摯に取り扱うことにより、世界中で受け入れられる結論になると考えている。

8. 本書簡に示す見解は、我々の法域において広く支持されている。別紙に本書簡の内容に賛同する関係団体の書簡を添付しているので、参照されたい。

9. 我々の書簡が、IASB の審議に貢献することを深く期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

川西　安喜

企業会計基準委員会　委員長

以　上